

**・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 368,287千円  
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (170,710千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	154,711	2,327	32,400	0	8,900	111,084
	高 齢 者 福 祉 事 業	102,892	3,379	3,600	25,855	5,200	64,858
	障 害 者 福 祉 事 業	1,028,380	754,790	0	0	18,310	255,280
	児 童 福 祉 事 業	1,645,864	865,519	27,500	146,589	53,400	552,856
	包 括 支 援 事 業	196,942	0	0	109,687	12,100	75,155
	重度心身障害者等医療給付事業	78,478	31,862	9,583	0	3,200	33,833
	ひとり親家庭等医療費支給事業	31,531	11,791	0	5,218	1,300	13,222
	子ども医療支給事業	99,445	33,566	0	33,209	2,300	30,370
社 会 保 険	国民健康保険特別会計(繰出金)	298,688	113,595	0	120	11,100	173,873
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	419,119	69,886	0	0	22,800	326,433
	介護保険広域連合(繰出金)	423,591	0	0	0	28,000	395,591
保 健 衛 生	保 健 衛 生 事 業	70,696	0	0	62	3,100	67,534
	疾 病 予 防 事 業	33,125	1,202	0	1,320	300	30,303
	母 子 保 健 事 業	78,583	10,552	0	30,035	700	37,296
合計	4,662,045	1,898,469	73,083	352,095	170,710	2,167,688	